

## 〔並行輸入車の初度登録年月の表示方法〕

Q. 2005年モデルの並行輸入の中古車を広告に掲載したいのですが、車検証上の初度登録年は2010年になっています。広告に初度登録年（月）を表示する場合、国内での初度登録年である2010年を表示すればよいでしょうか？

A. 並行輸入車（国内初度登録以前に国内や海外において登録もしくは使用された車両）の場合は、製造年、または、年式・年型（モデルイヤー）を表示してください。

並行輸入車について、国内での初度登録年のみを表示した場合、不当表示となります。

### 《関連条文 中古車規約施行規則第5条》

- 1 規約第11条第1項第2号の「初度登録年月（軽自動車にあっては初度検査年）」が不明の車両又は未登録若しくは未検査の車両並びに海外の自動車製造業者又はその輸出代理業者（製造業者の指定する代理人を含む。）以外のものの発行する送り状又は売渡し証により輸入された車両にあっては、初度登録年月（軽自動車にあっては初度検査年）に代えて製造年を表示するものとする。ただし、製造年に代えて年式又は年型を表示することができる。
- 2 海外の自動車製造業者又はその輸出代理業者（製造業者の指定する代理人を含む。）の発行する送り状又は売渡し証により輸入された車両にあっては、規約第11条第1項第2号の「初度登録年月（軽自動車にあっては初度検査年）」の表示に代えて年式又は年型を表示することができる。